

サービス利用規約

松田薫（以下「提供者」という。）は、本スクール申込者（以下「入会者」という。）との間で、以下の内容の役務提供契約（以下「本契約」という。）を締結します。なお提供者及び入会者は申込書及び本規約を電磁的記録又は書面にて保管することとします。

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、提供者が提供するオンライン英会話スクール「E-LABO」（以下「本スクール」という）に適用されます。本規約の内容にご同意いただいた上で申してください。
2. 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
3. 提供者の掲載するウェブサイトの内容も本契約の一部となるものとします。

第2条（申込）

1. 申込にあたっては、入会者が本規約に同意のうえ、提供者所定の契約金額をクレジットカード決済した時点で申込とし、お支払いが成立したときに提供者と入会者の間で本契約が成立するものとします。
3. 提供者の本スクールによる役務（以下、「本役務」といいます。）は、入会者ご本人に限り受講することができます。代理の方の受講は認められません。
4. 入会希望者は、提供者が申込にあたり入会をお断りすることがあること、および入会をお断りするにあたりその理由を入会希望者に開示しないことをあらかじめ承認し、かかる取り扱いについて、何ら異議、苦情等を申し述べないことを約します。

第3条（入会者の通知責任）

1. 入会者は、氏名、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報を正しく提供者に伝え、変更が生じた場合には、速やかに通知してください。情報が不正確であったために入会者に不利益が生じた場合、提供者は一切の責任を負いません。
2. 提供者の管理の及ばない機器、システム、インターネット通信状況、設定等の不具合により入会者が提供者からの案内を受領できなかった場合でも、提供者は一切の責任を負いません。

第4条（料金・内容）

本役務の提供方法、金額等は、提供者のウェブサイトに記載するものとし、申込時点の内容で契約が成立するものとします。

第5条（教材）

提供者の指定する教材にかかる費用は、前項の料金内に含まれるものとします。ただし、レッスンによっては教材購入が必須となっています。

第6条（支払の方法）

1. 申込時に、1ヵ月分の利用料をクレジットカード決済にてお支払いいただきます。
2. 前項の決済日の1ヵ月後の応答日に再度翌1ヵ月分の決済を行います。

第7条（知的財産権等の侵害の禁止）

1. 入会者は、本役務を通じて得た一切の情報（プログラムの内容、カリキュラム、提供者オリジナルの教材、コンテンツ、講師からの連絡内容、等を含む）の管理、使用に責任を持ち、提供者、担当講師ならびに他の入会者に損害を与えないものとします。
2. 入会者は、本役務に関する全ての知的財産権及びノウハウが提供者に帰属していることを承知し、提供者の権利を侵害しないことを約します。
3. 提供者は、入会者が本役務を通じて得た一切の情報をすべての第三者へ貸与・譲渡する行為、2次利用する行為及び公開する行為を固く禁じ、入会者はこれを遵守します。
4. 入会者は本条に違反した場合、提供者に対し直ちに違約金として提供者にお支払い済みの契約金額と同額を支払うこととします。

第8条（入会者の協力）

1. レッスン中の様子をブログ・SNSに掲載する可能性があります。ただし、入会者個人が特定されないように配慮致します。
2. レッスン開始前に入会者の同意を得た上でレッスンの様子を録画する場合があります。ただし、個人が特定されないように配慮致します。

第9条（契約期間）

本役務の契約期間は本契約成立日から1ヵ月間とします。ただし、期間満了日の3日前までに提供者または入会者が何らの意思表示をしない場合は、更に同条件で1ヵ月間延長されるものとし、以後同様とします。

第10条（講師の変更）

人事異動、疾病その他の事由により、担当講師が途中で変更となる場合があることを入会者は予め承諾したものとみなします。

第11条（担当講師への質問）

学習内容に関する質問は、提供者が定める方法で担当講師に質問することができます。ただし、業務に関わる内容や翻訳等のご質問、ご依頼等は別途お見積りのうえ対応できる場合があります。また、ご質問の内容によっては回答までにお時間をいただく場合があります。入会者は予め承諾します。

第12条（欠席、振替及び休講）

提供者都合（担当講師の体調不良、休暇取得、等）、または提供者の責めによらない事由（通信環境の悪化、天災地変、等）により本役務の提供が不可能であった場合、後ほど入会者と提供者が合意した日程に本役務を無償で振替させていただきます。

第13条（中途解約（退会））

1. 退会を希望する場合は、提供者に提供者の定めるチャットシステムでお申し出されると提供者で退会処理をします。
2. チケットの残数等に関わらず、途中解約となった場合でも、既に決済された金額については、提供者は、入会者に返金する義務を負わないものとします。

第14条（禁止行為）

1. 入会者は、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - ①本規約に違反する行為
 - ②事実ではない情報を提供者に提供又は本スクール利用に際して投稿、掲載、開示、配布、提供する行為
 - ③本スクールに関するコンテンツを、提供者の同意なく、SNSでのシェアその他の方法により第三者に提供する等利用する行為
 - ④法令又は公序良俗に違反する行為
 - ⑤犯罪行為に関連する行為
 - ⑥提供者、他の入会者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - ⑦本スクールを利用するための、ID、パスワードその他ログインに必要な情報を第三者に貸与、譲渡、開示、名義変更、売買等する行為
 - ⑧提供者、他の入会者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - ⑨第三者に成りすます行為
 - ⑩提供者のシステムに対しての不正アクセスやウイルスなどの有害なプログラムを使用する行為又はそれに関連する行為
 - ⑪本スクールの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑫他の入会者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
 - ⑬講座、チャットワークその他本プログラムに関して知り得た入会者情報を、本人の同意なく、SNSでのシェアその他の方法により第三者に提供する等利用する行為
 - ⑭他の入会者に対して、政治的、宗教的、営利的であるかを問わず、次号に定めるものを含む一切の勧誘ないし営業行為
 - ア 株、投資信託、保険、不動産に関する販売及びコンサルティングサービス
 - イ 自己啓発の本、情報商材、セミナー及びコンサルティングサービス又はそれらに類するものへの営業行為
 - ウ 無限連鎖講、マルチ商法及びネットワークビジネス又はそれらに類するものへの営業行為
 - エ 宗教勧誘（関連商品の販売を含みます）
 - ⑮提供者、他の入会者又は第三者の名誉あるいは社会的信用を毀損する行為
 - ⑯提供者又は他の入会者に対し誹謗中傷を行う行為、迷惑行為その他不快感を与える行為
 - ⑰選挙運動又はこれに類似する行為及び公職選挙法に違反する行為
 - ⑱第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - ⑲本スクール及びと類似若しくは競合する事業ないし講座を実施する行為
 - ⑳その他、提供者が不適切と判断する行為
2. 入会者が前項の規定その他本規約に違反して提供者に損害を与えた場合、入会者は提供者に対してその全額を即賠償する義務を負います。

第15条（個人情報保護）

1. 本契約に際し、提供者が収集した個人情報に関しては、役務の提供その他の本契約に関

する目的のほか、法令により例外と認められた場合を除き、原則として以下の目的のみに利用します

- ①入会者に対するサービスの案内、情報提供を行うため
 - ②入会者より紹介を受けた内容に回答するため
2. 本契約に際し、提供者が収集した個人情報に関しては、次の各号に定める場合を除き、第三者への提供は行いません。
- ①法令に基づく場合
 - ②法令の定めに従い、国又は公共団体及びその委託を受けた第三者から個人情報の開示を求められた場合
 - ③個人の生命、身体、財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

第16条（反社会的勢力でないことの表明保証）

1. 入会者は、過去・現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団構成員・準構成員
 - ③ 暴力団関係企業
 - ④ その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人、団体又はその構成員
2. 入会者が前項の各号の一つに該当する場合には、提供者は何らの催告を要することなく本契約を解除することができます。
3. 提供者が前項により解除した場合、提供者はそれにより入会者に生じた損害の一切について賠償する義務を負わず、入会者は提供者に生じた損害を全て賠償する責任を負います。

第17条（免責事項）

1. 提供者は、本スクールが入会者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、入会者による本スクールの利用が本スクールに適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 提供者は、提供者の責めに帰すべき事由（提供者に故意又は重過失ある場合を除く）に基づいて入会者が被った損害につき、過去3か月間に入会者が提供者に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
3. 提供者は本スクールを提供するものであって、本スクールに関して、入会者与其他の入会者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、入会者が自己の責任によって解決するものとします。
4. 入会者が法律、条例、本利用規約等に違反する行為を行ったことにより、他の入会者が損害を被った場合、当該入会者により賠償がなされるものとし、提供者がその責任を負

うものではありません。

第18条（入会者資格の喪失）

下記の場合には、本役務の提供を停止し、入会者資格を失うことがあります。

- ①本規約に違反したと提供者が判断した場合
- ②事前の連絡なく期日までにお支払いがない場合
- ③担当講師の指導に従っていただけないと提供者が判断した場合
- ④本役務の進行を著しく損なう行為をしたと提供者が判断した場合
- ⑤暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに掲げる者が経営を支配し、又はその経営に実質的に関与している者、図利加害目的でこれらに掲げる者を利用している者及びこれらに掲げる者に対し、資金の提供その他便宜を供与している者に該当すると提供者が判断した場合

第19条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の法律関係は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとし、本規約や本役務の利用に関して生じた紛争に関する訴訟については、提供者の事務所所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることとします。

第20条（本規約等の変更）

1. 提供者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、入会者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
 - ①変更内容がサービス名や表現の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
 - ②変更内容が入会者の一般の利益に適合する場合
 - ③変更内容が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 提供者は、前項第2号及び前項第3号による変更の場合、本規約変更の効力発生の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を提供者ウェブサイト等への掲載その他提供者が適当と判断する方法により通知します。なお、前項第1号による変更の場合、変更後の本規約の内容を提供者ウェブサイト等への掲載その他提供者が適当と判断する方法により通知した時点で変更後の本規約の効力が発生するものとします。